

函館市南茅部地域・世界遺産活用推進室設置要綱

(設置)

第1条 世界遺産を生かした南茅部地域のまちづくりを推進するため、南茅部支所に函館市南茅部地域・世界遺産活用推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室は、世界遺産を生かした南茅部地域のまちづくりの推進に関する事務を所掌する。

(職員)

第3条 推進室に室長，室課長，連携課長，主査その他の職員を置く。

2 室長は，南茅部支所長をもって充てる。

3 室課長は，南茅部支所地域振興課長，南茅部支所市民福祉課長および南茅部支所産業建設課長をもって充てる。

4 連携課長は，観光部観光誘致課長，戸井支所地域振興課長，恵山支所地域振興課長，椴法華支所地域振興課長および教育委員会生涯学習部文化財課長をもって充てる。

5 主査は，南茅部支所地域振興課主査，南茅部支所市民福祉課主査および南茅部支所産業建設課主査のうちから南茅部支所長が指定する者をもって充てる。

6 係員は，南茅部支所地域振興課係員のうちから南茅部支所長が指定する者をもって充てる。

附 則

この要綱は，令和4年5月9日から施行する。